

令和6年7月26日
練馬区青少年問題協議会

少年非行の動向

東京少年鑑別所
(東京法務少年支援センター)

複写・転用禁止

1

少年鑑別所とは

「少年鑑別所法()」に基づき業務を行う法務省所管の矯正施設

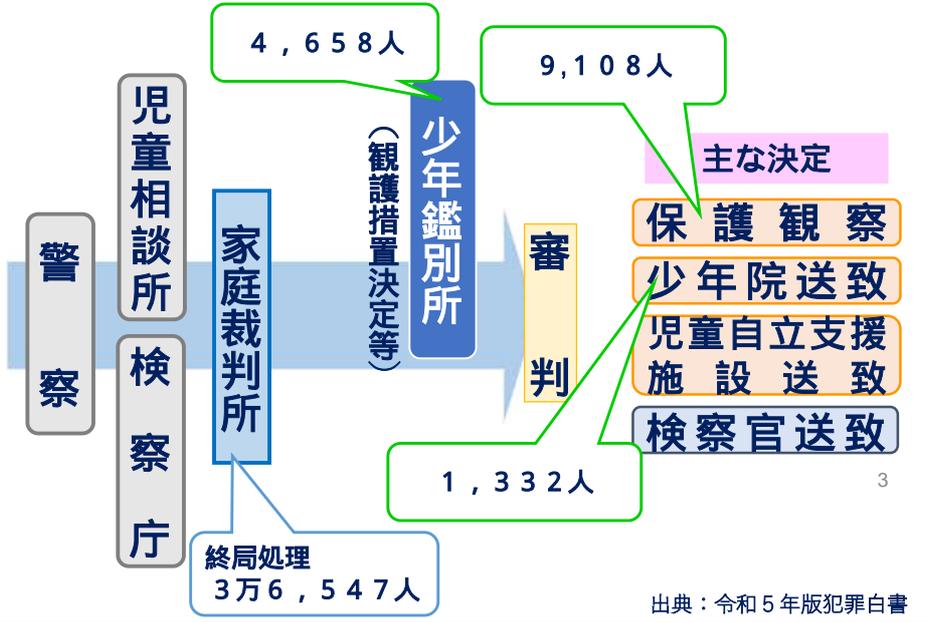
全国に52か所(分所を含む。)

東京には2か所「東京少年鑑別所」
「東京西少年鑑別所」

()少年鑑別所法
平成26年6月4日成立、平成27年6月1日施行
それまでは、(旧)少年院法にわずか数条の規定

2

少年司法手続きの流れ



3

少年鑑別所の業務

鑑別



非行・犯罪に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにする。その事情の改善に寄与するため、処遇に資する適切な指針を示す。

観護処遇



落ち着いた気持ちで審判を受けられるように配慮した処遇を行う。健全な育成に資するために必要な助言・指導を行う。

地域援助



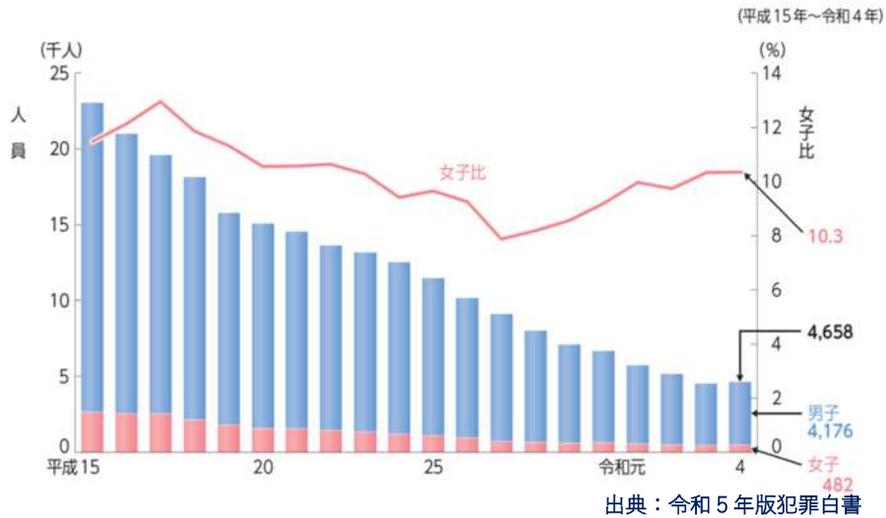
地域社会における非行及び犯罪の防止や、青少年の健全育成に向けた活動を行う。

➡ 法務少年支援センター

4

少年非行の動向 少年鑑別所入所人員の推移

3-2-3-1 図 少年鑑別所入所者の人員（男女別）・女子比の推移



5

少年非行の動向

罪名別動向

- **特殊詐欺**：R4年の検挙人員は473人（前年比9.2%増）（警察庁刑事局の資料による）
- **薬物犯罪**：大麻取締法違反が最多
- **家庭内暴力**：R4年の認知件数は4551人（前年比9.9%増）小学生

出典：令和5年版犯罪白書

6

地域援助とは



取り扱う問題：非行及び犯罪に関する各般の問題
 ○対象の年齢：特別設けていない

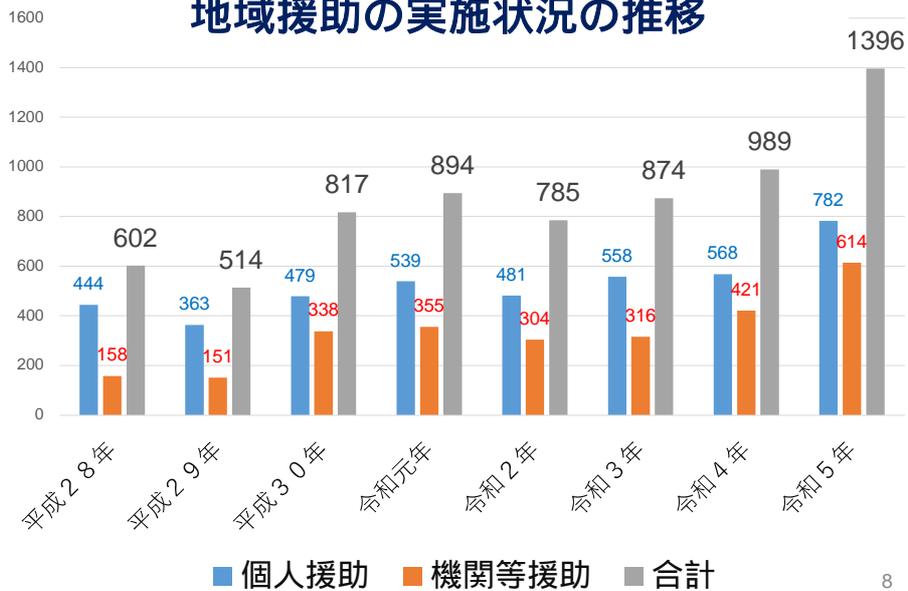
個人援助 機関等援助

- ・情報の提供
- ・各種調査
- ・研修又は講演
- ・青少年の健全育成に資する活動の実施及び協力
- ・助言
- ・心理的援助



7

東京法務少年支援センターにおける 地域援助の実施状況の推移



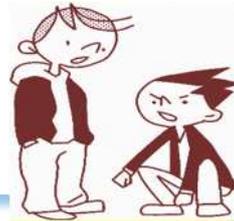
8

個人援助例

夜遊びや外泊、ホスト遊び、「トー横」

家財持出し、万引き、ゲーム課金、「押し活」

家庭内暴力



9

機関等連携例

○各検査の実施

- ・金銭持出し、不登校の背景に知的な問題？
知能検査の実施、検査結果のFB

○心理相談

- ・金銭持出し、ゲーム課金 子、保護者との面接

○事例検討会

- ・粗暴、性的問題行動の見立て、対応方法の検討

○講演・研修（児童・生徒、保護者、職員）

○ワークブックの実施

- 盗み、暴力、性、薬物、交友、ルール、援助希求



10

東京少年鑑別所とは

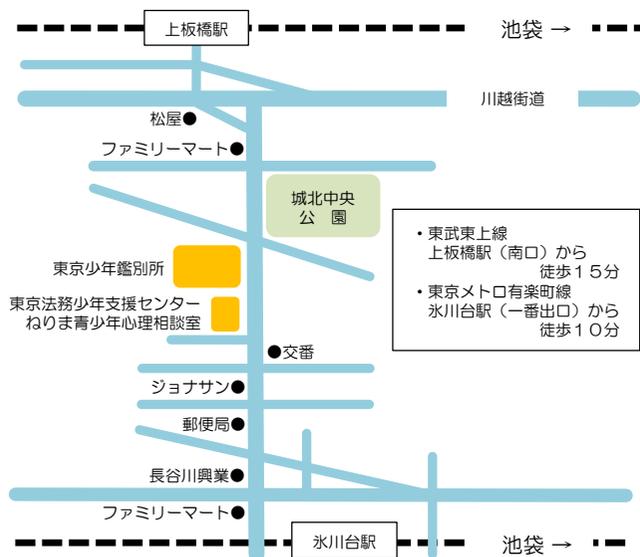
- 東京少年鑑別所は、全国に52か所ある少年鑑別所の中の代表的な施設です。
- 東京都には、少年鑑別所が2か所設置されています。練馬区にある当所と昭島市にある東京西少年鑑別所です。当所は、主として東京23区内で非行を犯した少年を対象にしています。

沿革

昭和24年1月 「東京少年観護所・東京少年鑑別所」として収容を開始
 昭和25年3月～同29年4月 現在地において新営工事
 昭和25年4月 「東京少年保護鑑別所」と改称
 昭和27年8月 「東京少年鑑別所」と改称
 昭和51年1月～同55年7月 全体改築工事
 昭和58年4月 八王子少年鑑別所支所を設置
 平成2年6月 八王子少年鑑別所、本所に昇格
 平成27年6月 少年鑑別所法施行
 「東京法務少年支援センター」として活動



旧施設



地域とともに

- 少年鑑別所では、「法務少年支援センター」という名称を用いて、地域の非行・犯罪の防止、青少年の健全育成のための様々な活動を行っています。

主な活動

- 心理相談
- 助言・情報提供
- 研修・講演への講師派遣
- 法教育授業の実施
- 地域ネットワークへの参画

東京法務少年支援センター

ねりま青少年心理相談室



サテライト相談室



非行・犯罪に関する各般の問題について、ご本人やご家族、学校の先生などからのご相談にに応じています。相談は予約制です。はじめての方もお気軽にお電話ください。

直通ダイヤル
03-3550-8802

全国共通ダイヤル
0570-085-085

受付：月～金 午前9時～午後0時
午後1時～午後5時

- 相談は無料です。
- 相談された方の秘密は、かたく守られます。
- 少年鑑別所とは別の入口を設けています。
- サテライト相談室は、東京都葛飾区所在です。

東京少年鑑別所

Tokyo Juvenile Classification Home

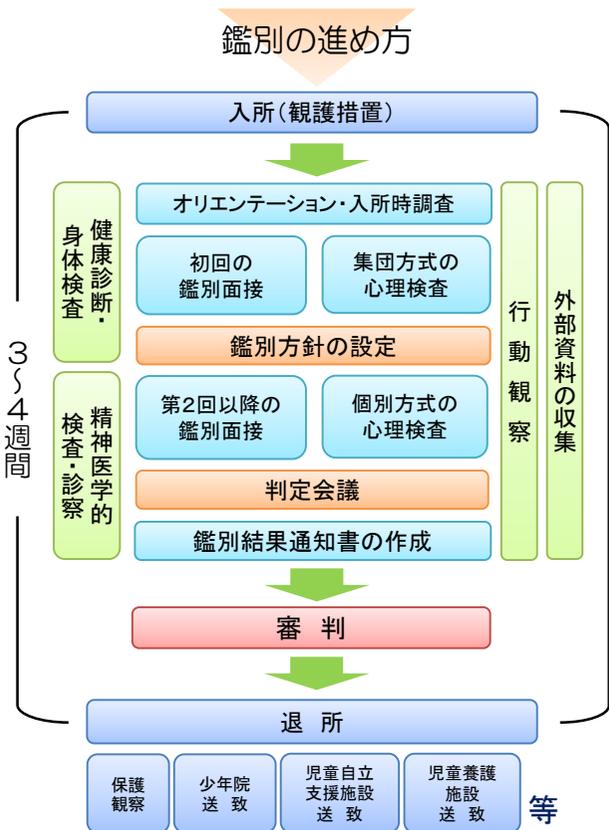


〒179-0084
東京都練馬区氷川台2-11-7

TEL 03-3931-1141
FAX 03-5399-7115

少年鑑別所とは

- 少年鑑別所とは、主として家庭裁判所から観護措置の決定によって送致された少年を収容するとともに、少年の鑑別を行う法務省の施設です。
- 鑑別とは、医学、心理学、教育学、社会学等の専門的な知識や技術を用いて、少年が非行に至った原因を解明し、立ち直りに向けた指針を示すことです。
- 鑑別の結果は、鑑別結果通知書として、家庭裁判所に送付され、審判や少年院・保護観察所での指導・援助に活用されます。



少年鑑別所での生活

- 収容された少年は、落ち着いた気持ちで審判を受けることができるよう、明るく静かな環境の中で、規則正しい生活を送っています。

日 課	
【午 前】	
7:00	起床
7:30	朝食
8:30	点呼 室内点検
9:00	運動 面接 心理検査 健康診断等
11:30	昼食
【午 後】	
13:00	面接 心理検査 入浴等
16:30	点呼 日記記入
18:00	夕食
19:00	自由時間(読書、テレビ視聴等)
21:00	就寝



面接(模擬)
非行の動機や被害者、家族のことなどを話し合い、少年の気持ちや考えを理解します。



心理検査(模擬)
少年の能力や性格など、改善の手掛かりになる点を明らかにします。

面会(模擬)
保護者、付添人その他学校教諭など、必要と認められる人との面会ができます。



運 動
思い切り体を動かして、健康や体力の維持・増進を図ります。



行動観察
作文、絵画、貼り絵などの少年が取り組んだ課題や取り組み方から、少年の気持ちや考えをくみ取ります。



貼り絵(模擬)

健全な育成のための支援

少年の主体性を尊重しながら、学習の支援、教養の付与、情操のかん養等を図るための様々な支援を行っています。



季節の行事



学習支援

もっと知りたい

- **どんな人たちが働いていますか?**
国家公務員として採用され、法務省内の研修によって、心理学や教育学、社会学等の専門知識を身に付けた法務技官や法務教官等が働いています。
- **どんな心理検査を行っていますか?**
全員に共通して行うものと、少年の特質や問題性に応じて個別に行うものがあります。種類も知能検査や性格検査、適性検査など、様々です。
- **少年院とはどんなところですか?**
少年院とは、主として、家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対して、犯罪的傾向を矯正し、健全な育成を図ることを目的として矯正教育を行う法務省の施設です。
- **少年鑑別所の参観はできますか?**
地域の方や学生の方などから少年鑑別所の参観の希望があれば、受け付けることが可能です。お気軽にお問い合わせ下さい。

相談は予約制です

はじめての方も
お気軽にお電話ください。

☎ 直通 03-3550-8802

受付：月～金 午前9時～午後0時
午後1時～午後5時

☎ 全国共通 0570-085-085

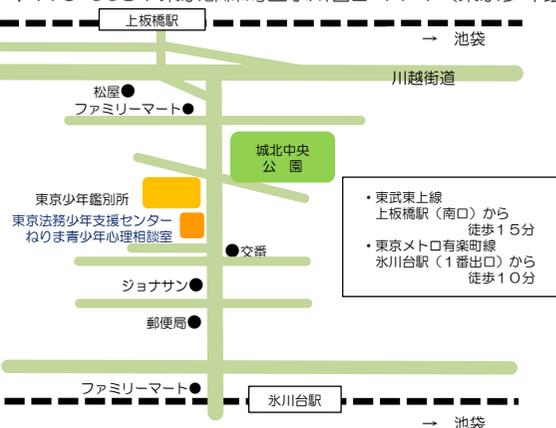
✉ メール受付も行っています。



アクセス

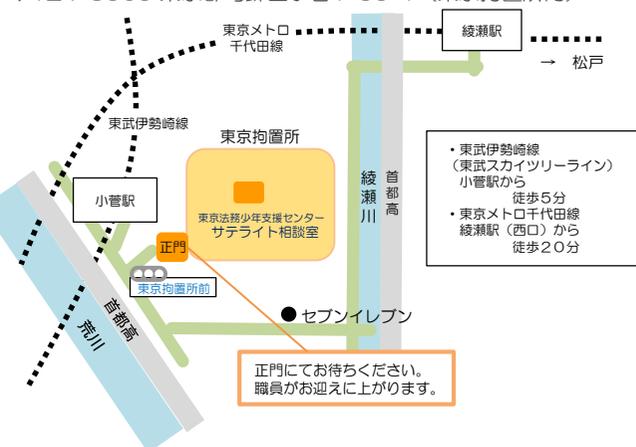
〇ねりま青少年心理相談室

〒179-0084 東京都練馬区水川台2-11-7 (東京少年鑑別所内)



〇サテライト相談室

〒124-8565 東京都葛飾区小管1-35-1 (東京拘置所内)



地域とともに

法務少年支援センターでは、心理相談以外にも、地域の非行・犯罪の防止、青少年の健全育成のための様々な活動を行っています。

心理相談

助言・情報提供

研修・講演への講師派遣

法教育授業の実施

地域ネットワークへの参画

【研修・講演のテーマ例】

- 関係機関職員、保護者向け
「非行の動向」、「少年鑑別所の機能と役割」、「思春期の子どもの理解と接し方」、「非行に至る心理メカニズム」 など

- 児童・生徒向け
「セイフティ教室」、ルール・SNS・盗み・薬物等に関する出前授業

ご相談・講演依頼以外のお問合せは、
東京少年鑑別所までお願いします。
(電話：03-3931-1141)



【東京法務少年支援センター】

〇ねりま青少年 心理相談室



〇サテライト相談室



東京少年鑑別所

Tokyo Juvenile Classification Home

「東京法務少年支援センター」では、非行や犯罪に関する様々な問題について、ご本人やご家族、教育・福祉機関等関係機関からのご相談に応じています。未成年に限らず、成人の方のご相談等にも応じます。相談等は原則、無料です。

相談場所

- ねりま青少年心理相談室（練馬区）
- サテライト相談室（葛飾区）
- 講演・研修やケース検討会等のご依頼の場合には、関係機関等にお伺いすることも可能です。

スタッフ

- 心理学や教育学を専門として東京少年鑑別所で心理技官や法務教官として勤務する職員がご相談に応じます。

相談の例

ご家族の方から、

- 金銭持ち出しや万引きを繰り返す娘のことで困っている。
- 息子の家庭内暴力にどう対応して良いのか分からない。

教職員の方から、

- 暴力や性的な問題行動のある生徒への対応のヒントがほしい。
- 職員向け、児童・生徒向けの研修をしてほしい。

対応の例

- お困りになっていることに対して、助言や情報提供を行います。
- 継続的なカウンセリングを行います。
- ご要望があれば、必要に応じて、適当な検査（性格検査、知能検査、適性検査など）を実施します。
- 相談内容等により、必要な場合は、他の適当な専門機関をご紹介します。

相談時間

- 一回当たり、面接であれば50分程度、電話であれば30分程度を目安としています。
- ゆっくりと落ち着いてお話をお聞きするため、来談（面接）されることをお勧めしています。

面接の流れ

①電話予約

※お電話で受付後、おおむね1週間以内に日程調整のご連絡を差し上げます。

②来所、初回面接

※初回はおおむね90分程度お時間をいただきます。

③継続的な相談、心理検査等

※場合によっては、オンライン面接や電話での相談を行うことも可能です。



※モデルは職員です

相談は無料です。

相談された方の秘密は、かたく守られます。

利用しやすいよう、少年鑑別所等とは別の入口を設けています。